

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N472
2010・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

第14回人権研究交流集会まであと3カ月・分科会の紹介

チケットのご購入と普及にご協力を!

- 普天間基地の無条件撤去を求める決議を公表 青法協弁学合同部会
- 国の時効の主張を否定し賠償命令一新・北海道石炭じん肺訴訟札幌地裁判決 渡辺達生
- ビラ配布、高裁で逆転無罪判決—国公法弾圧堀越事件 坂本雅弥
- 最高裁決定と差戻審での取り組み—名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求 岡村晴美
- 親は子の大学卒業まで扶養義務を負うか—扶養義務の範囲をめぐって 宮本 智
- 法科大学院学生いかに向き合うべきか—差別とたたかえ— 梓澤和幸
- SFCGの破綻がもたらしたもの—予想されるサラ金・商工ローン業者の倒産 和田聖仁
- パロマガス湯沸器CO中毒事故はメーカートップらの責任 中村雅人



サイパンの子ども

「人間らしく働き、人間らしく生きるために」人権を守る新しいかたちを求めて」

チケットのご購入と普及にご協力を！

第一四回人権研究交流集会まであと三カ月

第一四回人権研究交流集会まであと三カ月を残すばかりとなりました。「人間らしく働き、人間らしく生きるために」人権を守る新しいかたちを求めて」をメインテーマに、二〇一〇年九月二

五日・二六日に札幌市の札幌コンベンションセンターで行われます。全体会では、「企業の社会的責任(CSR)を問い直す」人権の視点から」と

題して、非正規労働者の派遣切りなどが社会問題化している中、企業が負うべき社会的責任は何か、企業の社会的責任を問うために法律家や市民が果たしうる役割について議論します。

本集会はみなさまの参加費により成り立っています。チケットは弁護士協力券五〇〇〇円、一般券五〇〇円です。チケット普及のため、会員の皆さまのご協力を心からお願いいたします。



検証 二〇一〇年・刑事裁判の行方

刑事司法分科会

二〇〇九年五月二日に裁判員制度が実施されてから一年余が経過しました。

すべての都道府県の裁判所で裁判員裁判による判決が言い渡され、二〇一〇年四月段階での判決

総数は四〇〇件を超えます(最高裁発表)。

当分科会は、裁判員制度導入に先立って、裁判員裁判をシミュレートした裁判員劇を作成、上演し、これは、「二〇一〇年の刑事裁判」(青年法律家「号外」として発表されています。今回の分科会は、まさに、この二〇一〇年にあたり、実施から一年余を経た裁判員裁判を検証します。

検証の視点としては、事実認定が「疑わしき

は被告人の利益に」という原則にしたがって適正

になされ得るか、量刑判断が責任(行為責任)主義にしたがい、かつ被告人の社会復帰や更生など矯正の観点からも、適正になされるか——という二つの視点を設定します。

分科会では、これらの点について、裁判員裁判の経験を通じて実態を検証します。

ぜひ、ご参加下さい。(東京 松尾文彦)

困難な難事件に勝訴するには

—スぺシャルリストが秘訣を語る

裁判必勝法分科会

協には、これに答えてくれる「職人」が、「先達」がいる。その二五年を越える弁護士・裁判官歴から、苦勞の末つかみ取った珠玉の経験が語り出される。

今回の「パートII」は、あの猿払事件を覆し画期的な無罪判決を勝ち取った「堀越事件」、二年前歴史的な憲法九条一項違反判決を出させた「イラク自衛隊派兵違憲訴訟」の中谷雄二弁護士、そして、開催地札幌の職人「青春を返せ訴訟」の郷路征記弁護士、さらに、三八年間一貫して現場裁判官を歩まれた丹羽元裁判官の、超スペシャリスト四名が集結した。

どうしてこんな困難な事件に裁判官は勝訴判決を書いてくれたのだろうか。「先達」から、どんな宝石のような「知恵」(ディーブナレッジ)が、聴けるのだろうか。

静かな感動の余韻と、深いスキルがあなたの心と体に残る分科会である。(あいち 北村 栄)

三年前のあの感動がよみがえる。

「裁判必勝法?ふざけた題だな」と言っていた人たちが、「大変おもしろかった、勉強になった」

分科会の紹介

「これからも続けてほしい」と言うまでになった伝説的分科会である。

どうしても勝訴しなければならぬ事件がある。また、今は無理かもしれないが、必ずや勝たなければならない事件がある。どうしたら、勝訴に一步でも近づくことができるのか。われら青法

青法協弁学合同部会

普天間基地の無条件撤去を求める決議を公表

青法協弁学合同部会は、五月一四日、決議「日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ」を三五支部の支部長（議長）連名で発表し、内閣総理大臣、関係各省、アメリカ力大使館、各政党、日弁連・各単位会、関係団体、マスコミ各社に送付しました。

日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ

四月二五日の沖縄の県民大会は、県内外から九万人以上もの人々が参加した歴史的な集会となった。沖縄の圧倒的多数の人々が、党派を超えて「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める」の一点で団結したという点でも、この集会のもつ意義は画期的である。

この集会には全国各地から物心両面の熱い支援

が寄せられた。三月時点の日本世論調査会による調査では、普天間基地の移設問題につき、国外移設が三八％、沖縄県以外の国内移設が二二％、沖縄県外へ移設を求める声が約六割に達している。沖縄の声は日本全国の声でもある。

しかし、民主党政権は、普天間基地のヘリ部隊の一部を鹿児島県徳之島に移転させ、沖縄県名護

市の辺野古にくい打ち方式で新飛行場を建設する計画を押しすすめようとしている。これは、二〇〇九年総選挙時の「国外、最低でも県外」という公約を投げ捨て、自公政権の「移設条件付き返還」、基地のたらい回しの路線を引き継ぐものである。

徳之島の住民は、二万六〇〇〇人の島民の六割が参加する島民集会（四月一八日）で断固反対の意思を政府と米国に示している。日本全国どこであつても、基地のたらい回しが、激しい反対にさらされることは必然である。

現政権は、沖縄に基地を押しつけ続けることを正当化するため、「海兵隊の抑止力」を盛んに主張している。しかし、アフガン・イラク戦争が示したように、海兵隊は、日本の「抑止力」、防衛のための部隊ではなく他国への武力攻撃・侵略のための部隊にほかならない。

本来、日本政府が沖縄に海兵隊を駐留させ続けること自体が、戦争放棄と武力行使を禁じた憲法九条に反しているのである。また、米軍基地があるために、沖縄そして全国で米兵の犯罪と騒音・事故等の基地被害が相次ぎ、国民の平和的生存権（憲法二三条）が日々脅かされている。

日本政府に求められているのは、普天間基地撤去という沖縄と全国の圧倒的多数の世論に耳を傾け、基地の移設（たらい回し）ではなく、米国に対し撤去を堂々と求め、ねばり強く交渉することである。そして、憲法九条の理念を掲げた平和外交により、アジアの平和と安定に寄与することである。

青年法律家協会は、一九五四年、憲法を擁護し平和・民主主義・基本的人権を守ることを目的に設立されて以来、自衛隊海外派兵と基地強化・軍国主義復活に一貫して反対し活動してきた。

いま日本は、基地のない平和な社会に向けて、大きな一歩をすすめることができるかどうかの歴史的な岐路に立っている。青年法律家協会は、創設の原点に立ち、日本政府に対し、普天間基地無条件撤去の立場で米国と交渉することを強く求める。

二〇一〇年五月一四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 長 井上 聡

北海道支部長 小坂 祥司

函館支部長 森越 清彦

宮城支部長 半澤 清力

秋田支部長 川田 繁幸

岩手支部長 高橋 耕

福島支部長 荒木 貢

山形支部長 高橋 敬一

新潟支部長 高島 章

北陸支部長 川本 蔵石

長野支部長 滝澤 修一

群馬支部長 斎藤 匠

宇都宮支部長 大木 一俊

千葉支部長 山田 安太郎

神奈川支部議長 関守 麻紀子

埼玉支部長 堀 哲郎

東京支部長 原 和良

静岡支部長 笹沼 弘志

あいち支部長 北村 栄

岐阜支部長 山田 秀樹

京都支部長 二宮 周平

大阪支部議長 河野 豊

奈良支部長 山田 磯子

兵庫県支部長 吉田 竜一

和歌山支部長 阪本 康文

滋賀支部長 元永 佐緒里

三重支部長 村瀬 勝彦

広島支部長 我妻 正規

岡山支部長 山本 勝敏

山陰合同支部長 安田 壽朗

高知支部長 山原 和生

福岡支部長 迫田 学

熊本支部長 三角 恒

大分支部長 岡村 正淳

宮崎支部長 松田 幸子

鹿児島支部長 森 雅美

国の時効の主張を否定し賠償命令 新・北海道石炭じん肺訴訟札幌地裁判決

北海道 渡辺 達生

二〇一〇年三月二六日、札幌地方裁判所は、新・北海道石炭じん肺訴訟において、国が時効を主張した原告一五人（患者単位）を全員救済する判決を言い渡した。そして、この判決は、国が控訴しなかったため、同年四月九日、無事確定した。

この判決は、国の時効の主張を否定したこと、及び一審で確定したこと、この二つの点において非常に意義ある判決である。

1 筑豊じん肺訴訟（一九八五年提訴）と北海道石炭じん肺訴訟（一九八六年提訴）

二つの石炭じん肺訴訟が、石炭じん肺についての国の責任を明らかにすべく、長年にわたりたたかいて、二〇〇四年四月二七日の筑豊じん肺最高裁判決で、石炭じん肺についての国の責任を確定させたことは、中堅以上の会員はよくご存じのことと思われる。

この最高裁判決を受けて、北海道石炭じん肺訴訟

も、国の責任については基本的に和解で解決された。

筑豊じん肺最高裁判決を受けて、原告らは、訴訟を提訴しない被害者も含めての全面的な被害救済を国に求めていたが、国はそのような対応は一切拒否した。

筑豊じん肺最高裁判決は、国の責任が認められる要件として次の二つの要件（一九六〇年から一九八六年までの間に炭鉱での職歴があること、

じん肺の合併症等があり労災保険の休業補償や労災年金を受給していること）をあげたが、これらの要件に該当している多数のじん肺患者の被害救済を進めるため、新たに三つのじん肺訴訟が始められた。

九州の炭鉱についての西日本石炭じん肺訴訟、常磐の炭鉱についての東日本石炭じん肺訴訟、北海道の炭鉱についての新・北海道石炭じん肺訴訟である。

この三つの訴訟の中で、原告の規模が最も大きい訴訟が新・北海道石炭じん肺訴訟である。

2 これまでのじん肺訴訟でも、時効は大きな争点であったが、時効が問題となつたのは、企業に対する安全配慮義務違反の問題であった。

この最高裁判決を受けて、北海道石炭じん肺訴訟

ご存じのとおり、時効の起算点は、安全配慮義務違反の場合には「権利を行使することができる時」(民法一六六条)であるが、国賠法の場合には「損害及び加害者を知った時」(民法七二四条)である。

じん肺の場合、その被害は、じん肺法に基づく管理区分と合併症により、軽い方から管理2、管理2の合併症、管理3イ・ロ、管理3イ・ロの合併症、管理4、じん肺死と多数のステージに別れており、それぞれのステージを別個の損害と評価し、そのステージごとに消滅時効が進行するというのが、企業責任の関係での時効の整理であった。筑豊じん肺最高裁判決から三年が経過したところから、国が時効の主張をしてくるのではないかと弁護士は予測をしていたが、二〇〇八年六月の期日において、国が時効を主張し始めた。具体的には、現在の被害のステージから四年を経過した提訴の原告について消滅時効を主張した。

3 国の主張の概要は、筑豊じん肺最高裁判決については、新聞などで幅広く報道

されておられ、その報道によって、原告らは、筑豊じん肺最高裁判決の概要を知ったと推認できる。そして、原告らが、筑豊じん肺最高裁判決の概要を知れば、自己のじん肺被害について国との関係で、「損害及び加害者を知った」ということがで

きるというものである。

4 しかしながら、かかる被告の主張がまったく的外れであることは以下のとおり、明らかである。

(1) 筑豊じん肺最高裁判決にしろ、北海道石炭じん肺訴訟の和解解決にしろ、原告となっていない者については、まったく関係のない他人事である。原告らの多くは、その当時、新聞を取っていたし、テレビも持っており、筑豊じん肺最高裁判決や北海道石炭じん肺の和解解決の報道に触れたと思われるが、他人の裁判の報道を正確に認識することなどあり得ないことである。

(2) 筑豊じん肺最高裁判決を知ったとしても、前述のように国の責任が認められる要件があるとともに、その判決の射程がどこまであるのかなどということがじん肺患者にわかるわけではない。当時、北海道石炭じん肺訴訟の弁護士でも、筑豊じん肺最高裁判決の射程が北海道石炭じん肺訴訟におよぶかについて議論になったほどである。

(3) 二〇〇年近い訴訟の結果、国の規制権限不行使の違法性が認められたにも関わらず、その責任が三年という時の経過のみで消滅することは背理である。

5 札幌地裁判決は、原告らの主張を全面的に認め、原告全員について請求を認容

した。

すなわち、札幌地裁判決は、「加害者を知った時」について、規制権限不行使の違法性が問題となる本件については、「当該労働者が被告に対して損害賠償請求が可能であることを現実に認識した時」を意味すると判断した。

裁判所の判決は、「当該被害者は加害者に対して損害賠償請求が可能であると判断することができなかつたが、一般人を基準にすれば加害者に対して損害賠償請求が可能であると判断することができた場合」についても一般人を基準にすべきとの国の主張を排斥し、前記のとおり当該労働者の現実の認識が必要との判断をしたものである。

原告ら中には、北海道石炭じん肺訴訟の原告や新・北海道石炭じん肺訴訟の原告にも知り合っている者や、今回の提訴以前に知人から提訴を持ちかけられた者もいるが、そのような原告も含めて、札幌地裁判決は全員を救済している。

原告側が、被害の実態を明らかにすることも含めて、原告全員の陳述書を提出して、個別論の主張・立証をしたこともあり、札幌地裁判決は、細かく原告の個別事情を認定した上で、原告全員について「損害及び加害者を知った」ということにはならないとの判断をしている。

原告全員の個別認定を総合的に判断すれば、札

幌地裁判決の論理は、弁護士等により提訴について詳しい説明を受けなければ、その原告の被害についての時効は進行しないということになる。判決では明言していないが、この判決は、原告が主張していた弁護士説明時説を採用したものにほかならない。

6 被告が国であることから、原告弁護士としては、控訴が必至と思っていたが、

国の時効主張はおかしいとの世論の高まりもあり、控訴はなく、この判決は確定した。この判決が確定したことにより、今後、石炭じん肺以外でも規制権限不行使の国の責任が問題になった場合、その責任について、国は消滅時効の主張を一切できなくなったと思われる。

7 弁護士としては、国の時効の主張を打ち破ったこともふまえ、国に対して、石

炭じん肺の国の責任について訴訟によらずに解決する制度を作ることを要求している。弁護士としては、石炭じん肺の国の責任について訴訟によらない解決システムの構築をめざして、今後ともがんばっていく所存である。今までと同様に、ご支援をお願いしたい。

ピラ配布、高裁で逆転無罪判決

— 国公法弾圧堀越事件



東京 坂本 雅弥

一 はじめに

「主文、原判決を棄却する。被告人を無罪とする」

東京高裁第五刑事部の中山裁判長が判決主文を

述べる。一拍おいて傍聴席がわき上がる。中山裁判長が「こんなことで喜んでほならない」と言い、判決の理由を述べる。二〇一〇年三月二十九日、東京高裁第五刑事部は、国公法違反に問われた堀越明男さんに対して無罪判決を言い渡した時の場面である。

東京高裁は、国家公務員の政治的表現の自由について問題となった本件事件で、第一審の罰金一〇万円執行猶予二年の第一審判決を翻し逆転無罪の判決を出した。本原稿では、国家公務員の政治的表現の自由の価値に踏み込んだ堀越事件控訴審判決についての

報告を行う。

二 一事案の概要

二〇〇三年一月、当時社会保険事務所に年金審査官として勤務していた国家公務員である堀越氏が、日本共産党機関紙号外をポスティング(配布)していたこと。

このビラ配布行為が、国家公務員の政治的行為を刑罰をもって一律・全面的に禁止している国公法・人事院規則一四の七に違反するとして起訴された。

三 第一審の不当判決

堀越氏の起訴に対し、堀越氏及び弁護団は、国公法・人事院規則が憲法二二一条等に違反するとして、全面的に争った。

国家公務員の政治的行為の禁止については、三〇年以上前に最高裁判決が出された猿払事件がある。この裁判は、先例となっている猿払事件最高裁判決の変更を求める裁判であった。

第一審判決は、猿払事件最高裁判の論理を踏襲し、国公法・人事院規則を合憲とした上で、堀越氏に対して罰金一〇万円執行猶予二年の不当な判

決を下した。罰金刑に執行猶予を付する通常ではありえない判決である。

地裁判決は、堀越氏の配布行為には「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する具体的危険性はないという。しかし、同判決は、法益侵害の危険性の有無を考えるに当たっては、堀越氏の政治的行為を放任したときの「累積的、波及的效果」を考えると、「公務員の政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為がなされれば、原則として、保護法益を侵害する抽象的危険が発生した」として、堀越氏を有罪とした。

弁護団は、堀越氏が勤務時間外の休日に、職場と離れた自宅周辺の場所で、職務や職場組織と関係なく行った配布行為などの事実、法益侵害の抽象的危険性もないことを裏付けるものとして主張したが、同判決はこれらの事実は量刑の理由にすぎないとされた。

四 控訴審の未開示ビデオの証拠請求に対する攻防

堀越氏は東京地裁の不当判決に納得がいかず控訴した。高裁の係属部は刑事五部となった。

控訴審においては、未だ開示されていない公安警察が撮影したビデオテープの証拠開示も問題と

なった。裁判所に対する要請も行い、堀越氏・支援団体・弁護団が一体となって証拠開示の攻防を行った。そのかいもあり、二二本の盗撮ビデオと関連証拠について、裁判所から開示勧告が出され、弁護人らにビデオの開示が行われた。

裁判所はビデオなどに関する弁護側の証拠請求を全面的に却下した。本ビデオは、公安警察の捜査の実態を明らかにするため重要な証拠となる。控訴審はそのような本ビデオの請求を全面的に却下したので、弁護団は証拠請求却下が裁判所の偏頗な姿勢を示すものとして忌避の申立をした。しかし、最終的にこの忌避も申立を退けられたため公安警察の捜査の実態については判決にあらわれていない。

五 控訴審での逆転無罪判決

控訴審では、八名の学者証人の尋問を行い、一通の意見書を提出した。そのほか、公務員労働者の労働と政治活動の実態を立証するため、国労連元副委員長と郵産労元委員長の尋問も行った。そして、二〇一〇年三月二九日、東京高裁は冒頭の逆転無罪判決を下した。

控訴審判決は、詳細な事実認定をした上で、勤務時間外に、勤務地とは関係のない自宅付近で、

職務と関係のない態様で行われた堀越氏のビラ配布行為には、常識的に見て「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を損なう抽象的危険性すらないと判断した。その上で、そのような行為を罰則で禁止することは、憲法二二条一項、三一条に違反するとし、無罪を言い渡した。

第一審以来の審理で明らかにされた事実と学説の到達点をふまえて正面から憲法判断を行った判決であった。

弁護団は、国公法・人事院規則の法令違憲の判断を求めていたが、控訴審は同規定自体が憲法二二条一項に違反するとは言えないとした。同規定の合憲性判定基準については、実質的基準として機能しうるとして、猿払事件最高裁判決と同様、禁止の目的、この目的と禁止される政治的行為との関連性、及び政治的行為を禁止することにより得られる利益と失われる利益との均衡という三点から判断する「合理的関連性」の基準を用いることを維持した。

ただ、控訴審は、「合理的関連性」の基準で判断するに際して、もっとも重要なのは「国民の法意識」であるとし、その「国民の法意識」は時代の進展や政治的、社会的変動によって変容してくるものとする。そして、猿払事件当時は社会情勢が不安定な状況であり、公務員の政治的活動の影響

を累積的波及的に考える合理的な基礎があったが、今日は民主主義はより成熟して着実に根付き、表現の自由が重要な権利であるという認識を一層深めてきている状況であって、「国民の法意識」は大きく変わったと判断している点は重要である。

また、堀越氏の法益侵害の危険性について控訴審は次のように判断する。つまり、控訴審は、堀越氏の職務内容・権限は、裁量の余地のないもので、管理職でもなかったこと、配布行為が休日に勤務先やその職務と関わりなく、勤務先の所在地や管轄区域から離れた自己の居住地の周辺で、公務員であることを明らかにせず、無言で、他人の居宅や事務所等の郵便受けに政党の機関紙や政治的文書を配布したにとどまると認定する。

そして、堀越氏の行為について、「行政の中立的運営及びこれに対する国民の信頼という保護法益が損なわれる抽象的危険性を肯定することは常識的にみて困難である」という。結論として、「本件配布行為に対して、本件罰則規定を適用することは、国家公務員の政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度を超えた制約を加え、これに処罰の対象とするものと言わざるをえないから、憲法二二条一項及び三二条に違反」し、堀越氏を無罪とした。

六 判決最後に述べた「付言」

控訴審は、判決の最後に「付言」として、わが国における公務員の政治的活動の禁止が諸外国と比べて広範なものとなっていること、地方公務員法等との整合性、国民の法意識の変容、グローバル化の中で「世界標準」という視点が必要であること、公務員制度の改革が議論されていること、などを指摘して、公務員の政治的行為についても「刑罰の対象とすることの当否・範囲を含め、再検討・整理されるべき時代が到来しているように思われる」と述べた。

政治的行為の禁止規定の見直しを示唆するものである。本判決は検察庁から上告され、事件は最高裁に移る。

ビラ配布が当たり前に行える世の中になるよう、今後の裁判などに対するご支援をよろしくお願ひします。



最高裁決定と差戻審での取り組み

名張毒ぶどう酒事件第七次再審請求

あいち 岡村 晴美

二〇一〇年四月五日、最高裁判所第三小法廷は、名張毒ぶどう酒事件第七次再審請求の特別抗告審において、名古屋高等裁判所刑事第二部の再審開始決定取消決定を取り消し、名古屋高等裁判所に差し戻す決定を行った。五年前の二〇〇五年四月五日、名古屋高等裁判所刑事第一部が再審開始決定を下したときにも満開だった桜が、今年も満開に咲き誇っていた。

1 第七次再審請求において、弁護団は、科学的根拠に基づく五つの新証拠を提出した。請求審(名古屋高裁判事第一部)は、このうち三つの新証拠について明白性を認めて再審開始決定を下した。

新証拠三は、本件毒物の特定に関するものであり、奥西勝さんが使用したと自白した「ニッカリンT」でなかった疑いが生じているというものである。

犯行に使われたとされるニッカリンTには、主成分のテップのほか、副生成物としてトリエチルピロホスフェートが生成されるが、毒物が混入されていたぶどう酒の飲み残りからは、テップと副生成物であるジエチルピロホスフェートが検出されているにもかかわらず、トリエチルピロホスフェートが検出されていなかった。

トリエチルピロホスフェートの加水分解速度はテップに比べて圧倒的に遅く、飲み残りのぶどう酒からテップやジエチルピロホスフェートが検出されているのに、トリエチルピロホスフェートが検出

されなかったという事実は、使用された毒物がニッカリンTではなく、別のテップ剤である可能性が高いことを示しており、本件犯行が奥西勝さんの犯行であるという結論は大きく揺らぐ。

しかし、再審開始決定を取り消した名古屋高裁判事第二部の異議審決定は、新証拠三について、「希釈」「濃縮」といった化学の基本事項を誤解し、本件で使用された毒物がニッカリンTであってもトリエチルピロホスフェートが検出されないことも十分に可能であるとし、「自白した犯罪は当然極刑が予想される重大殺人事件であり、いくらその場の苦痛から逃れたいと考えたとしても、そなた易々とうその自白をするとは考えにくい」などと述べて、ニッカリンTを使ったとの自白によって、新証拠三の証明力を否定する判断を行った。

今回、最高裁が、異議審決定の新証拠三についての判断として、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」と指摘したことは、当然の帰結であり、正当である。

2

しかしながら、本件事件の凶器ともい
うべき毒物に関して、「科学的知見に基づ
く検討をしたとはいええず、その推論過程に誤りが
ある疑いがある」と判断したのであれば、最高裁

は、直ちに原決定を取り消して、再審開始を決定
すべきであった。裁判員裁判が始まった今だから
こそ、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事
裁判の鉄則に立ち返るのが最高裁の役目ではなか
ったか。奥西勝さんが八四歳の

高齢であることからすれば、一
日も早い再審開始がなされるべ
きであった。

3

今回の最高裁の決定で
は、異議審がことさらに
重視した、自白の信用性につい
ての検討がまったくなされなか
った。特別抗告審において、弁
護団は、死刑が予想される重大
犯罪であったとしても、無実の
人でも自白するということを立
証すべく、アメリカ・ノースウ
ェスタン大学ロースクール教授
であるステイブン・ドリズイ
ン教授のえん罪事例の分析に関
する意見書を提出するなど力を
注いできた。

最高裁決定の報告をする

鈴木泉弁護士長

(四月五日 愛知県弁護士会館)

足利事件をみても、布川事件をみても、重大事
件で無実の者がうその自白することがあることが
明らかとなったのであり、自白の偏重が誤判を招
くことを国民の共通認識とするようなたかいかい方
が必要である。

また、最高裁は、新証拠一、二の明白性を否定
した異議審決定の判断を是認し、新証拠四、五の
明白性も否定する判断を行っており、この点も差
戻審で改めさせなければならない。

4

なお、本件では、最高検が、特別抗告
審での審理も終盤に入った二〇〇九年一
〇月二三日にいたって初めて、原審で証人申請す
らなされていない研究者による新見解を主張した
ことで審理が遅延する結果を招いている。

検察庁は、遅くとも本件が異議審に継続してい
た二〇〇五年一二月の時点で、毒物問題に関する
同研究者に対する照会を行っていた。これは検察
官の怠慢による審理遅延という不利益を高齢の請
求人にも負わせるものであり許し難い事である。

5

現在、弁護団は、一日も早い再審無罪
の獲得にむけて奮闘中である。

最高裁決定により異議審決定・再審開始取消決
定が取り消された結果、名古屋高等裁判所民事第
一部による「本件につき再審を開始する。請求人
に対する死刑の執行を停止する」との再審開始決



定が再び効力をもつにいたっている。このことを受け、四月二三日には、検察庁に対して、奥西勝さんを直ちに釈放するよう要請を行った。

また、毒物問題に関する意見書及び研究者の回答書を、差戻審でも早々に提出し、迅速かつ適切な審理に向けて努力している。

6 最高裁決定の補足意見にも記載がある
とおり、「本件は、事件発生から五〇年近くを経過し、また、本件再審申立てからすでに八年近く経過していることにかんがみ、差戻審における証拠調べは、必要最小限の範囲に限定して効率よくなされることが肝要である」。

一刻も早く、再審無罪が勝ち取れるよう、弁護団も総力を尽くしたい。今後とも大きなご支援・ご協力をお願いしたい(なお、本稿は、青法協弁護士合同部会第四一回定時総会の議案書「第三部会員の活動報告」として提出した文章に、差戻審での取り組みなどを加筆したものである)。

親は子の大学卒業まで扶養義務を負うか

扶養義務の範囲をめぐって

東京 宮本 智

① 違和感のある申立てがなされたと思っ
た。未成年の子の親権者である母親がそ
の子の父親(即ち、離婚した前夫)に成年後も大
学卒業まで養育費相当額(十数万円)の支払いを
求める調停をおこなってきたのである。

ふつうは親心として子が大学を卒業するまで経
済的援助を行うだろう。しかし、この父子の關係
には少し事情があった。と言うのは、この夫婦の

離婚は、夫のその子に対する勉強の教え方や教育方針に関する夫婦の考え方の違いに起因した。妻はある日突然、一片の書置きを残して子ら二人を連れて実家に帰ってしまった。そして、妻は離婚調停を申立てたが、夫がこれに応じなかったため、結局、裁判離婚となった。

② 夫は苦学してわが国を代表する国立大
学を卒業し、一流企業に就職後に知り合

った妻と結婚し、二子をもうけた。ながく家族は借家住まいだったから、預金は相当あるとされ、かつ退職金も世間並み以上に支払われる予定であったから、判決は妻に対する財産分与金として相当な金額を認めた。

ところが、仕事の関係で週末に自宅に帰るだけの夫は、妻から冷遇されたため「何のために俺は働いているのだろう」と人生を悔むような気持ちに

なり、預金から相当な金額を払い戻し、飲食で散財していた。しかし、夫はその種の領収証を保存していなかったため、裁判所はその金は存在するものと看做した。そこで、夫は不足額をきょうだいかから借金して支払ったという事情があった。

③ 父親は高収入を得ていたが、仕事中心の生活で、休みなく働き続け、合計二十数万円の養育費を一度の遅れもなく支払ってきた。そして、やっと一子が成年になり、これからは半額ですむとほっとした矢先に、今度は扶養料の支払いを求める調停をおこされたわけである。

父親は離婚裁判により、母親に支払った高額な財産分与金や毎月の合計二十数万円の養育費がどう使われたのか訝しく思った。父親は私学の受験校に二子を入れようと塾通いまでさせていた母親のことであるから、手にした金は二子の教育費用に有意義に役立てていたものと思っていた。

だが、母親は財産分与金を元手にマンションを購入したため、その後は母親の僅かな月収と二子の養育費で母子三人が生活していたのであった。長子の成年に伴い養育費が半減すれば、直ちに家計が赤字になることは、当初から予想されていたのである。このような母親の無思慮・無計画な金の使い方の結果、そのツケを廻されるようなことは長子が母親に組して離婚に賛成していたこと

もあって、父親はどうい内容認できなかった。

④ そのため、調停は不成立に終わったが、今度は成年になった長子本人が審判の申立てをしてきた。長子は、離婚判決ではまだ大学入学が確定していないとの理由から、養育費の支払いは二〇歳に達するまでと定められたものであること、大学入学はわが国ではふつうとなっている現状があること、母親の収入だけでは長子の生活費や教育費の負担を継続することが困難であることなどを根拠として、父親には民法八七七条の扶養義務があると主張してきた。

これに対し父親は、離婚判決で命じられた高額な財産分与金や合計二十数万円の養育費を支払っているのに、母親が自分たちのその後の生計に支障をきたすことも考えずマンションを購入したと、民法八七七条の扶養義務は生活保持義務ではなく生活扶助義務であるから、自ら大学教育を受けようとする子の費用不足までも父親が負担する法的義務がないこと、離婚後には父親と長子の接触がまったくなく、親族扶養義務の根拠となる親族共同生活の実態さえ欠如していたこと、父親は再婚し、その相手との間に子どもが生まれ、家計出費が増加すること、母親の方は自宅を所有しているが、父親の方はこれからそれを購入する立場であること、大学のカリキュラムはアルバイトしな

が卒業できるように組まれていること、成年に達すれば養育費の支払いが終了することは当初から予定されており、不意打ち的な経済的支障でないことなどを主張した。

⑤ 審判官は調査官を入れて何とか調停で解決しようと父親の説得にあたった。その結果、父親は、裁判所が計算した母子の家計の赤字額の五分の三の金額を支払うところまで歩歩した。

しかし、長子はこれを受入れず、審判を求めたため、裁判所は次の理由で長子からの扶養料の申立てを却下した。即ち、裁判所は、母親の家計が数万円程度赤字になることを認めた上で、「一般に、未成年の子に対する親の扶養義務は、いわゆる生活保持義務（自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務）であるのに対し、子が成人した後は、親族間の扶養としての生活扶助義務（自分の生活を犠牲にしない程度で、被扶養者の最低限の生活扶助を行う義務）となるといわれている。そして、通常、親が支出する子の大学教育のための費用は、本来、生活保持義務の範囲を超えているし、むしろ生計資本の贈与としての性質を有すると考えられる。しかしながら、成年に達した子であっても、親の意向や経済的援助を前提に四年制大学に進学したようなケースで、学

業を続けるため生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、学費、生活費に不足が生じた場合、親にその全部又は一部の負担をさせることが相当であるときは、生活扶助義務として、親に対する扶養料の請求を認めることはありうる」との一般論を展開し、本件については四年間も父親と長子はまったく没交渉であり、そのため、大学に進学したことも知らずにただ離婚判決で命じられたとおりの養育費を母親に支払い続けてきただけであること、母親は財産分与金を元手にマンションを購入したが、父親は不動産を所有しておらずまだ一子の養育費の支払いが残っており、今後、新しい家族と居住するための不動産購入の可能性もあり、それほど余裕がある状態でもないこと、離婚判決以降、法的にも実際にも母親家族三人と父親は完全に分かれて生活してきており、父親の意向や経済的支援の約束のもとに大学進学をしたわけでもないこと、母親がマンションを購入したことは長子の責任ではないにしても、そのために生じる家計ないし長子の学費不足をまったく別家計の父親に転嫁することは相当でないこと、父親が離婚判決で命じられたとおり成年に達するまで養育費を支払い続けてきたことにより、父親の長子に対する生活保持義務としての扶養義務はすでに果たされていること、長子が大

学における学業を継続することが経済的に困難となつてきているとしても、新しい家族とともに再出発を始めている父親に生活扶助義務としての扶養料の支払いを命じることは相当でないと結論した。

六

子の成年を一八歳とする立法化の動きもあるが、四年制大学の卒業が成年後になることから長子の主張にも一理ある。しかし、大学教育の費用についてまで親の法的扶養義務を認めると、それでは法科大学院にかかる費用についてはどうなのかということにもなる。アルバイトをしながら大学を卒業することが珍しくない時代を知る者としては、親を相手どりこのような申立をする子の発想に驚かされる。

私は審判官の前でも述べたが、父親から毎月十数万円の養育費をもらっていたときに、長子が「お父さん、毎月有難う」の一言を書き送っていたならば、こんなことにはなっていなかったであろう。

何とも後味の悪い事件であったが、実務上、参考になると思われたので、あえて詳しく紹介した。



青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/

法科大学院学生といかに向き合うべきか

— 差別とたたかえ —



東京 梓澤 和幸

法科大学院生は修習生と違って司法試験に合格していない。すでに合格して安全圏にいる法律家が、ロースクール生と深く連携しようとするなら、その不安と悩みを真摯につきまとうべきである。高いところに身を置いた学力不足論、統廃合論に組することは禁物である。

とは情けない恥ずかしいことである。

青法協弁学合同部会は対応してくれたが、あの司法試験漏洩疑惑の一件はいつたいうようになったのか。

法

法 科大学院をどうするか、どこも大学院はいるとかいらぬとか、そのような話とは別のことを論じたい。

とを忘れ、それに必然的に随伴するエリート視線で、高いところからロースクールの学生をみているのではないか。

制度がどうなろうと、ある大学院の合格者が多かろうと少なかりょうと、そこには人生のその時期を必死に生きる青年たちがいる。院生にはいろいろな年齢層がいるが、五〇歳でも青年である。行方さだまらぬ不安の中を漂流しているのだから——

学部偏差値の高い大学院(偏差値大学院)の学生の合格成績のよい人だけを法律事務所採用の条件にしたり、そのような大学院の学生だけと交流したり……。しかし、かかる大学院でもものすごい絶対数の不合格者が出てくるのに、その人たちの将来には想像がおよんでいないのである。

少

少 なからぬ法律家(全部ではない)は、自分合格し、すでに特権の座にあるこ

人間をこういふところだけで見るといふこ

合

合 格ラインすれすれの受験生がおかげで落第した。その人は翌年受かったが法曹への道を閉ざされた人もいるだろう。逆に漏洩のおかげで受かった者もいるはずだ。これは具体的な不正義である。日弁連はどう取

ある研究者教員があのと電話の向こうで腹のそこらいかつていた。いったい弁護士さんたちは、弁護士会はどう思っているんですか。これで学生に正義を語れますか、と。その感情の真実からその人を尊敬しなおい、その学問の価値をもう一度見直した。

り組んだのか。日弁連出身の試験委員は司法試験委員会の中でどう発言したのか。

どうせ権力には勝てない、悔しければ力をもてとは若者に語れないであろう。そうではなく、「これがこの社会の正体だ。忘れるな。この絶望の中から何かをつかみ出すのだ」と無言で学生たちにメッセージを伝えた。

口 ースクールという制度は旧司法試験とぜんぜん違う。二年ないし三年彼らを開いこんだからである。

開いこんだのに、少なからぬ経営者(私立・国立の大学法人)と、少なからぬ教員は、学生の不安、学生の生活、学生の人生と誠実に向き合っていないように思われる。

もし、誠実にその役割を果たそうとするのなら、研究者は自分の研究生活、教育生活を見直し、実務家は、自分の到達点を洗い直し、基本書と判例とを勉強しなおし、顔をあらいなおして担当科目の授業の準備をすべきである。学生は、行政法、両訴訟法という難物を含めた七科目で苦闘し、「上手とはいえない」(学生の表現)授業の、不必要とも思える課題という名の宿題で疲労困憊させられた果てに、教員の前にあらわれている。

ソクラテスメソッドとか、双方向とか喧伝

されているが、その理想を尽くしていると聞く教員は残念ながらそんなにいない。学生の評価高い教員に聞いてみると、その教員は、学生への愛情を語った上で、「三時間しか寝ていない」とか、「体がきしんでいる」とかうたえる。体をこわしてしまった人もいる。そういう人々は「夕鶴」(木下順二)の劇のように、

自らの羽をぬきながら教えるのでなければ学生はついてこない、と思っているのである。

私 もえらそうなのは言えない。学生から手厳しいことを言われる身である。

「内なる差別とたたかえ」学生はともに生きる友人だ」と自らに鞭うつ。

「自分がわからないことは、人に伝えることはできない」「腹から声が出ないこと、口先でしゃべることは人を動かさない」と言いきかせる。

こちらの言いたいことが通じたとき、学生の眼の奥に光が輝く。こんなに純粹な美しい眼に長いこと出会わなかったな、と思っていたある学生が、卒業の日にためらいがちに聞こえないほどの小さな声で、「……のことは、忘れません」と言ってくれた。

あまりにピュアな表情だったので、「え、何のことを」とはついに聞き返せなかった。

口 ースクールの教員のみなさん、青法協みずからの座している特権の椅子を一度うたがえ。

「権力は絶対的に腐敗する」という命題が確かであるのと同じほどに、エリートは、絶対的に内なる差別から自由ではありえない。いわれない差別やいじめを受けたものだけがその被害の深さを知る。日々の事件でもこの体験の毎日である。エリートの誉れ高い裁判官ほど規範(要件事実)のいたらなさ、不平等性に謙虚でなく、救済をもとめた当事者に冷淡であることが多い。「法律でそうなっているんだからしょうがないでしょう」というわけである。

法科大学院生との交流プランなるものをい

ちど徹底的にうたがってみてはどうか。

とことん深く、とことんふんどしをはずして、勉強にうちこんでいるあらゆる大学院の学生と心をこめてつきあっていたきたい。そうすれば、彼らはこの厳しい時代と一緒に生きてゆく群像として皆さんの前にたち現れるであろう。

SFCGの破綻がもたらしたものの

予想されるサラ金・商工ローン業者の倒産

東京弁護士会 和田 聖仁

一 SFCG(旧商工ファンド)と 大島健伸について

(1) SFCGは、旧商号を「商工ファンド」といい、昭和五三年二月に設立された貸金業者であり、利息制限法を上回る高利で貸付を行い、数々のトラブルを引き起こしてきた。また、SFCGは、グローバルな金融機関をめざし、証券化(Securitization・セキユリタイゼーション)の先駆的企業だった。すでに、一九九九(平成一一)年ころの商工ファンド時代のパンフレットに、証券化の際の幹事会社としてゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーなどといった海外の証券会社・投資銀行の関与や、海外の投資家からの資金調達について書かれていた。

(2) 大島健伸は、旧商工ファンド設立当初から同社の代表取締役として君臨してきた者であり、後記の民事再生手続申立の直前の臨時株主総会において代表権のない会長取締役となった。

なお、大島健伸を語る上で重要な点は、同氏が少年期より強くあこがれたロスチャイルド財閥のことであり、同財閥へのあこがれが、同氏の人形成に大きく影響を与え、その分身とでもいうべきSFCGの経営に如実に反映されていた(例えば、「二〇一〇年コンツェルン構想」などは、その顕著な例である)。

二 リーマンショックからSFCG 大島健伸破産までの経緯

(1) 世界的不況とSFCGの経営状況
SFCGは、二〇〇七(平成一九)年七月三十一日時点で、米投資銀行リーマン・ブラザーズのグループ企業から七三四億円余の事業資金の提供を受けていた。

しかし、リーマン・ブラザーズは経営破綻し、二〇〇八(平成二〇)年九月一五日に、米国連邦破産法一条(民事再生)の適用を裁判所に申請したが、これに先立ち、SFCGからも徹底的に回収を図っていた。そのため、SFCGの同月一八日の発表では、約一年前に約七三四億円余あった借入金金が、約五三億円にまで減少し、実に一年間で六八一億円もの返済を余儀なくされた。

その結果、SFCGの経営状況は厳しいものとなった。グローバルな金融機関をめざしてきたSFCGが、グローバルな金融危機の直撃を受け破綻したのは、歴史の皮肉でもあった。

(2) SFCGの民事再生手続から 破産手続への移行

二〇〇九(平成二一)年二月二三日、SFCGは、東京地裁へ民事再生申立を行った。負債総額は三三八〇億円とのことであった。同日に保全命令、監督命令が出され、監督委員に瀬戸英雄弁護士

士が就任した。

再生の申立てに至った事情は申立書によると過払い金返還がかさんだことだけでなく、証券化に供した不動産担保貸付債権にデフォルトが生じると証券化プログラムの格付けが下がってしまい、その後、投資家からの投資が受けられなくなってしまうのをおそれて、SFCGが返済不能に陥った不動産業者に対し追い貸ししたものが不良債権化したこと、一連のサブプライム・ローン問題によるグローバルな金融危機の影響により資金調達ができなかったことなどによるとされた。

(3) SFCGの民事再生手続の廃止

二〇〇九(平成二一)年三月二四日、東京地裁は民事再生手続の廃止を決定し、同手続は破産へ移行することとなった。七〇〇億円を超える債権の二重譲渡、三八億円の国税による差押え及び借金業登録の取り消しによって再生の可能性がないと判断されたことによる。保全管財人の発表では、前記三三八〇億円の負債とは別に、過払金返還債務だけでも二〇〇億円を超えていながら、しかし再生申立書には、このことは触れられていなかったとのことであった。

(4) SFCGに対する破産手続開始決定

二〇〇九(平成二一)年四月二一日、東京地裁からSFCGに対し破産手続開始決定が言い渡され、破産管財人には前記瀬戸英雄弁護士が就任し

た。瀬戸英雄弁護士が記者会見で明らかにしたところによると、破綻直前のSFCGでは、以下の財産流出行為が行われていた。

二〇〇八(平成二〇)年一〇月以降、貸付債権約一四二〇億円分を、関連会社や大島健伸の親族企業などに無償譲渡か、安値売却した。

民事再生手続開始の申立ての直前に、子会社株式など約一三三億円の財産を、関係会社(株)MAGねっとホールディングス、(株)Jファクター、(株)ジャスティス債権回収、(株)IOMABOND REAL ESTATE、(株)IOMABOND INVESTMENT、合同会社白虎(株)KEホールディングスなどに譲渡した。

東京都渋谷区松濤にある大島健伸の自宅を、親族企業(代表取締役は元会長の妻)の所有として、SFCGが家賃として月一五二五万円を支払っていたが、二〇〇八(平成二〇)年一〇月からは月三一五〇万円に引き上げた。

二〇〇八(平成二〇)年八月に、役員報酬を大島健伸の報酬のみを月額二〇〇万円から月額九七〇〇万円に大幅に増額した。

そして、破産管財人の報告によると、SFCGは民事再生申立時点では、実際には資産と呼べるものはほとんどすべて売却・処分済みで、しかも、二重にも三重にも債権譲渡等するものでたらめを極めた状態とのことだった。

(5) 大島健伸に対する債権者破産の申立てと破産手続開始決定

二〇〇九(平成二一)年五月に、日栄・商工ファンド対策全国弁護士団は二回に分けて、東京地裁に対し、大島健伸に対する債権者破産の申立てをした。申立人は一九三名、債権額は約九億円であった。破産債権は会社法四二九条(旧商法二六六条の三)の取締役の第三者責任に基づく責任だった。なお、予納金は二〇〇〇万円だった。その後、東京地裁からは、同年六月四日付で大島健伸に対し破産手続開始決定が言い渡された(なお、大島健伸よりは即時抗告、許可抗告、特別抗告が出されたがすべて棄却され、確定している)。

(6) 破産管財人の対応と裁判所の決定

破産管財人からは関連会社に対し、従前、SFCGが保有していた商工ローン債権、不動産ローン債権、関連会社の株式などを、前記関連会社に無償で譲渡担保ないし譲渡した行為について否認の請求を出していたところ、東京地裁は、二〇〇九(平成二一)年五月と同年六月に、それぞれ否認の請求を認容し、総額約六〇〇億円の返還を命じる決定を言い渡した(なお、その後、関連会社からの異議により本案訴訟に移行となったが、同年一二月二四日、破産管財人と関連会社との間で一部訴訟上の和解が成立している)。

更に、破産管財人からは大島健伸に対し、前記

の関連会社に対する譲渡担保権の設定、貸付債権の売渡し、大島に対する役員報酬、ゲストハウスの賃料等に関して役人責任査定決定の申立てをしていたところ、東京地裁は前記申立てを全面的に認容し、大島健伸に対する役員責任として約七億七千七百万円と査定する決定を言い渡した(この点についても、役員責任の査定等の点を除いて、破産管財人と関連会社との間で和解が成立している)。

(7) 二会長・大島健伸ら四名を逮捕

その後、二〇一〇(平成二二)年六月一六日、SFCGの元会長大島健伸及び長男の嘉仁ら四名は、民事再生法(詐偽再生)と会社法違反(特別背任)等の疑いで、警視庁捜査二課に逮捕された。逮捕容疑は、大島健伸らが民事再生手続前の二〇〇八(平成二〇)年二月、SFCGが保有する不動産担保ローン債権、約三十数件、約四一億八千万円分と親族が経営する合同会社白虎(大阪府)に譲渡して流出させ、債権者とSFCGに損害を与えるなどした、ということであった。

三 証券化のビジネス・モデルの

終焉とサラ金・商工ローン業者

への影響

(1) SFCGの破綻のきっかけとなった証券化モデルは、いわゆる「リーマン・ショック」を受けて、終焉したと言われている(影の金融機関の

崩壊(A collapse of the "shadow banking system")・投資銀行モデルの崩壊。その影響は、SFCGの破綻ではなく、同社と同様、証券化の手法により資金調達をしてきたサラ金などに対しても、同様の重大な影響を与えてきている。

(2) プロミス神内社長は二〇一〇(平成二二)年五月二〇日の日本金融新聞において、「資金調達は三井住友銀行との提携で安定しているがリーマン・ショック以降、直接市場は完全に壊れている、ただ、残高の減少により、営業キャッシュフローは潤沢になっている。残高が減少する中でどう調整してゆくかが大きな課題となる」とコメントしている。

さらに、いわゆる独立系のアイフル福田社長も同紙上で「今の金融環境で、金融機関からの借り換えは厳しいものを予測している」とのコメントに加えて、「資金調達のために残高を落とせば、長期的な成長の基盤を失うことにもなりかねない」との質問に対しては、「それは歴史が決めること。我々の選択は総量規制の前倒しにより貸し倒れの減少に繋がるかもしれない。残高を絞ることは先行き経営を楽にするかもしれないので、長期的にはプラスかもしれない」とコメントしていた。

(3) 実際、独立系サラ金のアイフルが事業再生ADRの申立てをしたことなどにより、独立系の

アイフル、富士の格付けが急激に下げられた。格付け会社のスタンダード&プアーズ(S&P)はアイフルについて、一度最低ランクのSD(選択的債務不履行)としてD(デフォルト)直前まで格付けを下げた(二〇〇九年九月二四日)。その後、しかし、アイフルの事業再生ADRの成立を受けて、現時点では若干持ち直して、アイフルについてCCC(二〇一〇年三月二九日)となっている。これに対し、S&Pは、富士についても二〇〇九年一月一五日に一度SDに格下げしたが、翌二六日にはCCCに引き上げた。

他方、格付け会社のムーディーズについても同様に、下げられてきており、アイフルについてCa1(二〇〇九年九月二五日)、富士についてCa2(二〇一〇年三月二五日)となっている。いずれも単に「投機的格付債」(いわゆる「ジャンク・ボンド」というだけでなく、D(デフォルト)間際であることには変わりはない)。

(4) このように、サラ金・商工ローンの貸付債権の証券化による資金調達が困難になり、米国でも投資銀行→商業銀行への回帰現象が起こっているように、日本のサラ金・商工ローンでも、銀行などからの資金調達ができるかどうか、今後課題になってくる可能性がある。

いずれにしても、今後も、大手を含めて、かなりのサラ金・商工ローンの倒産が予想される。

パロマガス湯沸器CO中毒事故はメーカートップらの責任

二〇一〇年五月一日東京地裁 業務上過失致死傷事件の判決報告

東京 中村 雅人

一 事件の概要

東京地方裁判所は、パロマガス湯沸器CO中毒事故に関する製造業者元社長らに対する業務上過失致死傷被告事件につき、元社長を禁固一年六月、取締役品質管理部長を禁固一年に処し、兩名に対し三年の執行猶予を付する判決を言い渡した。

報道でご存知の方も多いと思うが、昭和五〇年代から販売されていたパロマ製ガス湯沸器によるCO中毒事故は多数発生しているが、二〇〇六年八月によく経済産業大臣が回収命令を出し、その後、前記の者に対する刑事捜査が始まった。しかし、この時点ではほとんどの死傷事故が公訴時効にかかっていた。唯一、二〇〇五年一月に

発生した一八歳の男子学生の死亡と兄の四九日間の入院を要する傷害の東京都港区のケースだけが時効にかかっていなかった。

二〇〇七年に起訴され、一年間の公判前整理手続を経て、毎週の証拠調べを約一年続けた上での判決であった。

われわれこの事件の民事損害賠償を原告代理人として担当する弁護士団は、遺族とともに毎回の法廷を傍聴し、判決を直接聞いた。

二 判決

半田康史裁判長は次のように述べた。

「被告人兩名は、多数の短絡死傷事故が発生していた現実を認識しながら、いずれも抜本的な事

故防止対策をとるべき業務上の注意義務を怠り、本件事故を招いたものである。……ガス器具は日常生活に大きな利便を与えるものであるが、同時にガス及びガスの燃焼による生命の危険を常に伴う。相当期間継続して使用されるものでもある。そのような製品を社会に提供する企業としては、機器それ自体の安全性の向上を図ることはもちろんのこと、その機器が一般消費者のもとで安全に使用され続けるように配慮することも求められている。……本件を含む一連の短絡事故は、直接には販売後の修理業者による不正改造に起因したものである。しかし、被告人兩名においては、そのことを理由に安全対策を回避するのではなく、何よりも使用者等の生命の安全を優先し、上記のような特性を有するガス器具を社会に提供する企

業の責任を踏まえた対応が求められていたといえる」

三 判決の意義

製品事故につき製造業者の役員らの業務上過失刑事責任を問うケースは非常に少なく、森永ヒ素ミルク中毒事件、薬害エイズ事件、三菱自動車ハブ脱輪事件など、社会問題化した大事件でまれに見られる程度であった。

欠陥製品事故を手掛ける被害者弁護士としては、あらゆる欠陥製品事故で、製造業者役員らの業務上過失刑事責任の追及が可能で、一旦は捜査に入っているのに、起訴された事件があまりにも少ないことに、かねてから不満をもっていた。捜査機関は、製品事故のメカニズムを調査立件することを苦手としてきた。

その点では、本件で事例を集積した意味がある。本件判決の最も注目すべき点は、製品を製造して販売した時点では必ずしも製品自体が欠陥であったと指摘せず、にもかかわらず、消費者のもとで使用される際にしばしば故障し、その修理を担当した者が安全装置を迂回して短絡させる心急の不正改造をしたまま放置したため、電源を入れなくてもお湯が出て、排気ファンが作動していない

ため不完全燃焼を起こしCO中毒になるケースについても、製造業者には、消費者のもとで安全に使用されるよう配慮することが求められている、とした点である。

要するに、製造業者は、製品を製造して販売したら終わりではなく、消費者のもとで使われ続ける間は、安全に使ってもらうよう配慮する義務があることを明言した。

事業者にとつては厳しい判決と受け止められているようだが、二〇〇九年九月に消費者庁・消費者委員会という新しい行政機関が創設され、消費者目線で行政全般を推進していくようパラダイムの転換がはかられ、新しい時代に入ったのであり、今回の判決は、そのことを司法の場でも確認したものであると言える。

この判決に対し、被告人らは五月二十五日までに控訴せず、確定した。

民事訴訟は、まだ係属中である。



▼以前の編集後記では要求実現のため国会議員に「よつてたかって」いきたいと述べましたが、ご存じのとおり、民主党が国民の声

をきかない対応をしました。それでも母子加算の復活などわずかばかりの公約が実現されましたが、基地問題などで連立与党にがっかりどころか怒っている方も少なくないのでないでしょうか。▼事業仕分けという「劇場」がありました。素人同然の方が事業廃止だの事業縮小だの適当なことを言っていました。税金の無駄使いはほかにもあるのに。天下りと事業の意義は直結しないのに。問題の本質を突いていません。しかし、面白かったという方もいるようです。

▼税金の無駄使いという口実でいえば、議員、特に、比例定数削減を掲げる政党もあります。民主主義にかかわる大問題で、民主主義擁護のたたいは法律家固有の任務だと思えます。▼参議院選挙でまた与党の枠組みが変わるかもしれません。今度こそ要求実現のため国会議員に「よつてたかって」いきたいです。

(中川勝之)